

豊橋市議会だより広告掲載実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市議会が発行する市議会広報紙（以下「市議会だより」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市議会だよりに掲載する広告（以下「広告」という。）は、豊橋市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条及び豊橋市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定に適合するものであるほか、市議会広報紙としての品位、公共性及び公益性を保つもので、市民に不利益を与えないものとする。

(広告掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市議会だより裏表紙下段とする。

(掲載回数)

第4条 広告を掲載する号及び回数は、3月、6月、9月、12月の定例会号の年4回の掲載とする。（臨時会号は除く）

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地：55mm 左右：85mm
- (2) 配色 4色（シアン・マゼンダ・イエロー・ブラック）

(募集方法)

第6条 広告の募集は、市議会ホームページ等において行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 市議会だよりへの広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、豊橋市議会だより広告掲載申請書（様式第1）に別に定める書類を添付して、議長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 議長は、前条の申請を受理したときは、広告の内容、デザイン等について、法令、要綱、掲載基準等にもとづき、広告の内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。
この場合において、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、または、要綱、掲載基準等に抵触していると判断したときは広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めることができる。

2 広告掲載の申込者が募集枠数を超えるときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定する。

- (1) 第1順位 市内に本社又は本店を有する事業者の広告
- (2) 第2順位 市内に支店、営業所等を有する事業者の広告
- (3) 第3順位 前2号の規定に当てはまらない広告

3 前項の規定によっても広告掲載を希望する者が募集枠数を超えるときは、先着順により決定する。

4 議長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告主に対し、豊橋市議会だより広告掲載決定通知書（様式第2）により、その旨を通知するものとする。

(広告掲載料)

第9条 掲載料は1枠1回25,000円とし、広告主は、議長が指定する期日までに納付するものとする。

(掲載の方法)

第10条 広告主は、広告の掲載内容について市議会と協議し、市議会が指定する期日までに完全原稿で市議会に提出するものとする。

2 掲載広告の色校正は、市議会に一任するものとし、市議会は色調などの違いに責任を負わないものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとし、広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告主の届出義務)

第12条 広告主は次の各号のいずれかに該当する申し出を行うときは、豊橋市議会だより広告申請内容変更届(様式第3)により、市議会が指定する期日までに議長に届け出なければならない。ただし、議長が、特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(1) 広告を差し替えるとき

(2) 豊橋市議会だより広告掲載申請書または添付書類の記載内容に変更があったとき

(掲載の取消)

第13条 議長は、広告主がこの要綱の規定に違反して、又は偽りその他不正な手段により第8条第4項に規定する承認を受けたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

2 市議会は、前項の規定による取消し等により広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載の取り止め)

第14条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り止めることができるものとする。

2 広告掲載を取り止めるときは、豊橋市議会だより広告掲載取止め届(様式第4)により、発行日の30日前までに議長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第15条 広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りではない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、豊橋市議会だより広告掲載料還付請求書(様式第5)を議長に提出しなければならない。

(審査会)

第16条 広告の掲載に関する事項を審査するため、広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、議会局長をもって充てる。

4 委員は、議事課長、議事課長補佐をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第17条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、やむを得ず会議に出席できない委員に対し、書面により審査を行わせ、当該審査に代えることができる。

3 委員長は、広告の内容により、関係部局の担当課長その他委員長が必要と認める者を会議に出席させ、又はその意見を聴くことができる。

(庶務)

第18条 審査会の庶務は、議事課において処理する。

(雑則)

第19条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月20日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月26日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市議会だより広告掲載実施要綱の規定により作成されている様式第1、第3、第4、第5及び同意書は改正後の豊橋市議会だより広告掲載実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。